＜令和３年度補正予算＞

コロナの影響で売上げが減少している皆様へ

事業復活支援金のご案内

事業復活支援金

✓ 法人は上限最大250万円を給付

✓ 個人事業主は上限最大50万円を給付

の御案内です

詳しくは裏面

経済産業省　中小企業庁

事業復活支援金

＊2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者に、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

＊対象者　：新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の
売上高と比較して50%以上または30%~50%減少した
事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

＊給付額

➢ 上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

➢ 算出式：給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、
「基準期間※1の売上高」と「対象月※2の売上高」に5をかけた額との差額

給付額 ＝（基準期間※1の売上高）－（対象月※2の売上高）×5

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

＊開始時期：所要の準備を経て、申請受付開始予定

お問い合わせ先：現在準備中